

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令案（新旧対照条文）

### 2 資料入手方法

意見公募対象となる政令案（概要）については、電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配付及び閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

- ・下記（１）～（３）のいずれかの場合

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

- ・下記（４）の場合

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は日本語で記入してください。

#### （１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：gyousei\_atmark\_soumu.go.jp

総務省自治行政局行政課行政第三係あて

- ※ スпамメール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

- ※ メールに直接意見の内容を書き込んでください。

コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしく申し上げます。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、10MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## (2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局行政課行政第三係 あて

別途、意見の内容を保存したコンパクトディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のコンパクトディスクの条件は、次のとおりです。

○フォーマット形式：CD-R形式であってWindowsファイルシステムに対応したもの

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

コンパクトディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいたコンパクトディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

## (3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5511

総務省自治行政局行政課行政第三係あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## (4) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

## 4 意見提出期限

平成28年3月10日（木）（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出いただいた意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」パブリックコメント・意見募集案内（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント欄」に掲載するほ

か、総務省自治行政局行政課において配布及び閲覧に供します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する際に匿名を希望する場合及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 問い合わせ先

総務省自治行政局行政課 担当 青木

TEL 03-5253-5510

FAX 03-5253-5511

電子メールアドレス [gyousei\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:gyousei_atmark_soumu.go.jp)

# 意見書

平成 年 月 日

総務省自治行政局行政課 へ

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

氏名（注1）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。